

# 平成27年度第1回千葉市福祉有償運送運営協議会議事録

1 日 時 平成27年4月22日（水）14時00分から14時30分まで

2 場 所 議会棟 第3委員会室

3 出席者

(1) 福祉有償運送協議会委員

加藤委員、木戸委員、櫛田委員、佐久間委員、田川委員、熱海委員、大木委員（会長）

(2) 事務局

高齢福祉課：嶋川課長、齋藤主査、野中主任主事、熊澤主任主事

交通政策課：勝地主任技師 介護保険課：三戸主任主事 障害者自立支援課：森田主事

障害福祉サービス課：北田主任主事 精神保健福祉課：櫻井主査

4 議 題

(1) 更新登録申請について

5 議事の概要

(1) 更新登録申請について

ア 資料1-2に基づき更新登録申請事業者が説明後、質疑を行った。

イ 更新登録申請事業者の説明、質疑後に申請内容について協議、採決を行った。

6 議事内容

(事務局)

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから、千葉市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます事務局の高齢福祉課、熊澤と申します。

よろしく願いいたします。

本日ご出席の委員数は、総数7人のうち7人で、過半数が出席しているため、本協議会設置条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、議題に入る前に平成27年4月1日付で委員の交代がありましたのでご紹介させていただきます。

清家委員に代わりまして、千葉運輸支局より熱海委員が委嘱されております。熱海委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

(熱海委員)

ご紹介を預かりました千葉運輸支局輸送担当の熱海と申します。福祉有償運送の担当は初めてでありまして、色々慣れない点もあり、ご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、皆様のご指導を賜りながら委員を務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、本日の議題は「更新登録」1法人を予定しておりますが、ヒアリング終了後に行われる、「申請事業者の協議」については非公開ということにさせていただきますので、委員の皆様には、ご了承くださいたいと存じます。

それでは、今後は、大木会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

(大木会長)

それでは早速ですが、議事の進行を務めさせていただきます。

本日の議題は「更新登録申請」についてです。

事務局より、事業者へのヒアリング及び協議の流れについて説明をお願いします。

(事務局)

事務局の高齢福祉課、齋藤と申します。よろしく願いいたします。

委員の皆様には、事前に資料1-2「事業者申請概要」を郵送させていただき、事業者及び申請内容等についてご覧頂いておりますが、これから事業者に申請内容等について説明をして頂いた後、質疑応答を行います。

事業者へのヒアリング終了後、協議及び承認の可否を諮りたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

また、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、協議会終了後に回収させていただきます。

なお、有効期間が切れる事業者がもう1事業者「特定非営利活動法人ともに生きる麦」がりましたが、千葉市在住の福祉有償運送を利用する方がいなくなったため、平成27年3月31日付で千葉市を運送の区域から除いたため、当協議会に対する協議依頼はしないとの連絡がありましたことを申し添えます。

(大木会長)

それでは、ヒアリングを実施します。

(社会福祉法人首都圏光の村)

社会福祉法人首都圏光の村の「千葉光の村授産園」で施設長をしております北野と申します。

よろしく願いいたします。それでは座って説明させていただきます。

資料1-2の事業者申請概要の内容に従いましてご説明をさせていただきます。

法人名、社会福祉法人首都圏光の村。

代表者名、理事長 岡本 美智子。

設立年月日、昭和63年4月1日。

移送開始年月日、平成19年4月1日。

事業所名、千葉光の村授産園。

事業所所在地、千葉市若葉区小間子町1-8。

運送を必要とする理由ですが、利用者の送迎や移送にあたって、車中で体調不良を起こす利用者や精神的にやや不安定な症状を持つ利用者、てんかん発作を起こす可能性がある利用者、奇声をあげたり、身体をゆする、異性に触るなどの突発的な行為を行う可能性がある利用者もいるため、同乗者のみならず、運転者にも専門的な対処の知識が求められます。このような付き添い、見守り等の介助なしには移送が困難な利用者のために、福祉有償運送を行うとともに、安心して外出、通所、帰宅、通院等できるように支援を行いたいと考えております。

運送の対象は、知的障害の方が39名です。

運送の形態は、千葉市及び千葉市を発着地とする地域となっておりますが、運送の実態としましては、若葉区小間子町にある施設とJR都賀駅間の移送のみに限定しております。

移送の目的は、外出支援、帰宅支援、通院等ですが、通院等に関しては看護師が付き添うことが多いため、実態としては外出支援、帰宅支援が主な目的となっております。

使用車両は、普通車3台です。

持ち込みの車両はございません。

自動車登録簿は作成しております。

免許種別については、一種免許を所持している者が4名、うち福祉有償運送運転者講習修了者が4名、同じくセダン等運転者講習修了者が4名です。

免許取得は全員3年以上です。

過去3年間免許停止処分を受けている者はありません。

運転者は全員70歳以下の者です。

過去3年以内に軽傷者以上の交通事故を引き起こした者はありません。

保険に関しては全車加入しております。

利用の料金、利用者1人1回あたり240円としております。ただし、さきほど申し上げました通り、移送の区間は若葉区小間子町の施設からJR都賀駅までの約14キロの区間に限って移送を実施しております。

また、この点につきましては委員の皆様にご協議いただきたいと思いますと思いますが、私どもの施設の場合、利用者はさきほど申し上げました通り、ある程度不安定な要素を持っている方はおりますが、医療的なケアや重い介護を必要とする利用者はいないことから基本的には複数乗車に対応しております。1車両平均して3名利用しております。料金に関しましては、複数乗車した際も1人1回あたり240円をいただいておりますが、3名分の料金をいただいたとしても規定の市内のタクシー運賃の2分の1以下をクリアしていると考えております。

管理運営体制については、整備しております。

欠格事由は該当ありません。

法令を順守しております。

平成25年度の輸送実績は、走行距離7,420km、運送回数530回、運送収入381,600円、事故件数は発生していません。

以上、概要の説明でした。

(大木会長)

ありがとうございました。

それではただいまの説明に対しまして、ご質問あるいはご意見がありましたらお願いいたします。

(加藤委員)

運輸支局に確認したいのですが、複数乗車に係る料金の件ですが、1人240円いただくというのは妥当でしょうか。

(熱海委員)

過去の資料を拝見させてもらったところ、前回の更新時と料金体系は変わっていないということで、私としては協議会で認められていたという認識だったのですが。

(加藤委員)

前回の更新時に認めているなら良いのではないかとということではなく、1人に対して240円もらっているということの妥当性についてお聞きしたいのですが。

(熱海委員)

片道14キロということであれば、タクシー料金の半額以下であることは間違いないことから、妥当といえるのではないのでしょうか。

(加藤委員)

分りました。

(田川委員)

所有されている3台の車両のうち、1台は年式がかなり経過しているようですが、福祉有償運送に使用するにあたり年式に制限等はないのでしょうか。

(事務局)

特に制限はありません。

(田川委員)

走行距離はどのくらいでしょうか。年式がかなり経過しているので、一般の利用者を乗せることについて少しその点が気になります。

(社会福祉法人首都圏光の村)

指定車両としておりますが、実質的には複数乗車に対応している関係上、一番新しい年式の車両を使用していることが多いです。

(田川委員)

一番古い年式の車両のことを聞いているのですが、この車両は実際には稼働していないのですか。

(社会福祉法人首都圏光の村)

稼働はしております。走行距離は手元に資料を用意していないのでお答えできません。定期点検等は受けておりますが、特に問題があるという指摘を受けたことはありません。ただ、ご指摘の通り古い車両

になりますので、今後車両の更新等は検討していきたいと考えております。

(大木会長)

他の委員さんのご意見いかがでしょうか。

(佐久間委員)

運送区域を施設から都賀駅までに限定されていますが、利用者の方は都賀駅周辺にお住まいなのか。

(社会福祉法人首都圏光の村)

利用者は主に都賀駅から保護者の方が付き添い電車を利用して自宅まで帰っております。そのため運送区域を施設から都賀駅間に限定して移送を実施しております。

(佐久間委員)

利用者の中には一人で都賀駅まで来られる方もいるのですか。

(社会福祉法人首都圏光の村)

そういった方がいないわけではないですが、現状を申し上げますと保護者の方が都賀駅まで迎えに来て自宅まで一緒に帰るといったケースが多いです。

(佐久間委員)

分かりました。

(大木会長)

櫛田委員さん、いかがでしょうか。

(櫛田委員)

設立年月日が昭和63年4月、移送開始年月日が平成19年4月となっておりますが、この間の移送は行っていなかったということですか。

(社会福祉法人首都圏光の村)

入所施設であるため、施設で生活している利用者がほとんどですが、中には自宅に帰られる利用者もいますので、その場合は保護者の方が施設に迎えに来られるか、あるいは施設の方で無償により送迎を行うという形をとっておりました。

(加藤委員)

参考までにお伺いするのですが、利用者が39名いらっしゃるということで、世の中高齢化社会が叫ばれておりますが、利用者も高齢化が進んでいるのでしょうか。

(社会福祉法人首都圏光の村)

入所者の平均年齢は30歳を少し超えるくらいです。私どもは入所施設ですが、地域移行を理念に掲げておりますので、私どもは「卒業」と呼んでおりますが、入所してから数年で地域に移行していくという形をとっております。そういった意味では他の入所施設と比べると平均年齢は若いと思われま

(田川委員)

地域移行というのは具体的にはグループホーム等のことですか。

(社会福祉法人首都圏光の村)

私どもの施設は入所期間中も保護者の方と密な連携を取りまして、卒業後は家庭に戻れるような支援を行っております。入所して来る際は様々な問題を抱えている訳ですが、家庭に戻って暮らしても保護者の負担にならないよう、利用者自身の自立能力を高めるような支援を行っております。入所前は家庭において保護者の負担が非常に重かった利用者が5年6年、長くても10年15年くらいの期間の中で自立能力を高めて家庭に戻って暮らせるようになることで、逆に保護者を手助けできるようになります。

(木戸委員)

とても良い取り組みだと思います。入所者の平均年齢が30歳代ということですが、中にはご家族の方が高齢となり都賀駅まで送迎が出来なくなったり、利用者の自立能力が高まったとしても介護者の高齢化等により家庭での受け入れが出来なくなるというケースはないのでしょうか。

(社会福祉法人首都圏光の村)

過去の事例で申し上げますと、高齢の父親が要介護状態になった際、利用者が家の手伝いや介護の手助けを行うなどして、母親の負担軽減につながったということがありました。このように両親が高齢になった場合でも、利用者が家の手伝いや介護の手助けをすることができるようになることで、利用者自身も家庭で長期間暮らせるようになります。

私どもとしては、この若葉区小間子町という限られた地域で利用者の人生を完結するというのは絶対に不幸であると考えております。利用者がそれぞれの地域に帰り、地域毎のサポートを受けながら暮らしていけるようになってもらいたいと考えております。

(田川委員)

卒業された方ともつながりはあるのですか。

(社会福祉法人首都圏光の村)

施設では年数回の行事を行っておりますが、その際には多くの卒業生が参加してくれます。あるいは就労していった卒業生がうまくいかなかった場合は施設職員が職場訪問をしてサポートする等の支援をしております。卒業した方やその保護者とのコンタクトは十分に持つようにしております。

(大木会長)

主な作業はパン作りなどですか。

(社会福祉法人首都圏光の村)

はい。主な作業はパン作りと県内のお菓子屋等で使われる箱を作成しております。お陰様でこのような経済状況の中でも多数の注文をいただいております、利用者も良い意味で積極的に作業に取り組んでおります。

(大木会長)

他にご質問がなければ、これで社会福祉法人首都圏光の村さんのヒアリングを終了いたします。

(社会福祉法人首都圏光の村)

ありがとうございました。

**【ここから非公開】**

(大木会長)

それでは、引き続き協議及び承認の可否をお諮りします。

「社会福祉法人首都圏光の村」につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(佐久間委員)

私も最初は複数乗車について気になっていたのですが、これだけの距離を1人1回240円で運ぶということを考えると複数乗車については気にならなくなりました。

(大木会長)

公共のバスはかなり本数が少ないと思います。施設に通うための時間帯に合わせるのは非常に難しいことから、施設が有償運送を実施していると思われまます。

他の委員さんで何かご意見はありませんか。

(加藤委員)

良い話も聞けましたので賛成です。

(大木会長)

特にご意見がなければ「社会福祉法人首都圏光の村」について承認される方は挙手をお願いいたします。

全員挙手ということで承認させていただきます。ありがとうございました。

本日の協議は1件ですので、以上で協議を終了させていただきます。協議結果につきましては事務局より事業者に対して必要な手続きを行ってまいります。

**【ここまで非公開】**

(大木会長)

最後に次第3「その他」ということで、年度初めですので委員の皆様から福祉有償運送の関係で何か

ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

運輸支局から何かありますでしょうか。

(熱海委員)

ご存知かもしれませんが、地方分権一括法が4月から施行されまして、有償運送に関しても今まで国で行っていたものを各自治体に権限委譲することができるという規定ができて、それに伴い若干申請書の様式等が変更されます。関東運輸局からその通達が来ておりますが、それにつきましては改めまして各自治体にご連絡を申し上げる予定です。

(大木会長)

他にご意見等がなければ事務局にお返しします。

(事務局)

委員の皆様には、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

冒頭でも申し上げましたが、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、回収させていただきます。

次回の開催につきましては、更新予定事業者が1団体あるため、来年1月中旬を予定しております。

最後に、委員の皆様の任期が平成28年3月31日となっておりますので、今年の秋頃から事務局において改選に向けた各種手続きを開始いたしますことをご知らせいたします。

以上でございます。

(大木会長)

本日、予定していた議題は、すべて終了いたしましたので、以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。

委員の皆様、ご協力ありがとうございました。( 終 了 )